

電力売買約款（低圧）

【内税方式】

2022年7月1日実施
2023年7月1日改定
2023年11月1日改定
2024年10月24日改定
2025年4月1日改定

宮古新電力株式会社

目 次

第 1 条	適用	1
第 2 条	本約款の変更等	1
第 3 条	用語の定義	2
第 4 条	単位および端数処理	4
第 5 条	計量に関する取扱い	4
第 6 条	実施細目	5
第 7 条	電力売買契約の申込み	5
第 8 条	電力売買契約の成立および契約期間	5
第 9 条	供給電気方式、供給電圧および周波数	5
第 10 条	需要場所・需要地点	5
第 11 条	電力売買契約の単位	6
第 12 条	供給の開始	6
第 13 条	供給の単位	6
第 14 条	承諾の限界	6
第 15 条	契約電流、契約電力および契約容量	6
第 16 条	電力売買契約書の作成	8
第 17 条	料金	8
第 18 条	料金の適用開始の時期	8
第 19 条	検針日	8
第 20 条	電気料金の算定および支払条件	9
第 21 条	保証金	12
第 22 条	適正契約の保持	13
第 23 条	お客様の協力	13
第 24 条	供給の停止	15
第 25 条	違約金	16
第 26 条	供給の中止または使用の制限もしくは中止	17
第 27 条	お客様からの契約の変更または解約等	17
第 28 条	名義の変更	18
第 29 条	料金の精算	18
第 30 条	工事費等の負担	19
第 31 条	損害賠償	19
第 32 条	不可抗力	20
第 33 条	契約解除	20
第 34 条	管轄裁判所	21

第 35 条	連絡体制	21
第 36 条	守秘義務	21
第 37 条	契約終了後の取扱い	21
第 38 条	暴力団排除に関する条項	21
附 則		23
第 1 条	電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金）	23
第 2 条	燃料費調整	24
第 3 条	離島ユニバーサルサービス調整	26
第 4 条	契約容量および契約電力にかかる特別措置	28
第 5 条	契約期間についての特則	30
第 6 条	災害救助法が適用された場合等の特別措置	30
別 表		32
1.	負荷設備の入力換算容量	32
2.	契約負荷設備の総容量の算定	34
3.	契約容量および契約電力の算定方法	35

第1条 適用

この電力売買約款（低圧）【内税方式】（以下「本約款」といいます。）は、当社と電力売買契約（以下「電力売買契約」といい、本約款、電力売買契約および当社が別途交付する料金メニュー表（以下「料金メニュー表」といいます。）を併せて「本契約」といいます。）を締結されたお客さま（電力売買契約申込書を提出し当社が受理したお客さまを含みます。）において東北電力ネットワーク株式会社（以下「本一般送配電事業者」といいます。）の供給区域内の需要場所に対して、当社が本一般送配電事業者と締結した接続供給契約（以下「接続供給契約」といいます。）に基づき低圧で電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。なお、本約款または料金メニュー表の規定と電力売買契約の規定に齟齬がある場合は、電力売買契約を優先し、本約款の規定と料金メニュー表の規定に齟齬がある場合は、料金メニュー表を優先します。また、本契約に定めのない事項については、関連法令および本一般送配電事業者が定める託送供給等約款その他の接続供給の条件等を記載した書面（以下「託送約款等」といいます。）に従うものとし、お客さまは、託送約款等における需要者にかかる事項を遵守するものとします。

第2条 本約款の変更等

- (1) お客さまの一般的利益に適合する場合の他、託送約款等が改定された場合、関連法令が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を電子メールを送信する方法、インターネットの利用または当社が指定するシステムを利用する方法その他の当社が適切と考える方法（以下、総称して単に「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。
- (2) 消費税法および地方消費税法の改正により消費税等（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいいます。以下同様とします。）の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率に基づいて電気料金その他の債務に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- (3) 本契約の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、次のいずれかの方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載すること。
 - ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当該変更をした事項、供給地点特定番号その他法令に従い必要とされる事項を記載すること。
 - ハ 上記にかかわらず、本契約の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしよう

とする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこと。

第3条 用語の定義

以下の言葉は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使用いたします。

(1) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯、LED 灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約主開閉器

お客さまに設置いただく、契約上設定されるしや断器等であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしや断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(6) 電流制限器等

本一般送配電事業者が設置する、契約上設定されるしや断器等であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしや断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

お客さまが契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値とします。

(8) 契約容量

お客さまが契約上使用できる最大負荷容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契約電力

お客さまが契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 契約電力等

契約電流、契約容量および契約電力をいいます。

(11) 夏季、その他季、休日、平日、ピーク時間、昼間、夜間

下記表に定める期間および時間をいいます。

項目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日※、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
ピーク時間／昼間／夜間	ピーク時	日曜日、祝日※を除いた夏季の13時～16時
	昼間	ピーク時間を除く毎日8時～22時（ただし、日曜日、祝日※に加えて1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日の該当する時間を除きます。）
	夜間	ピーク時間と昼間以外

※祝日とは、「国民の祝日に関する法律」に定められた国民の祝日および休日をいいます。

(12) 消費税等相当額

消費税法第28条第1項および第29条の規定により課される消費税ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(13) 需要場所

本契約において当社とお客さまとの協議によりあらかじめ定める、当社が電気を供給するお客さまの需要地点をいい、原則として、以下のように取扱います。

イ 1構内または1建物を1需要場所といたします。なお、構内とは、柵（植木を含む）、塀、溝、その他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また建物とは、主となる屋上、屋根が他の構造物から独立し、明瞭に単独と見なせる構造物をいいます。

ロ イにかかわらず、隣接する複数の構内の場合で、本一般送配電事業者が1需要場所と認める場合、1需要場所とします。

(14) 需給地点

電気の需給が行われる地点をいい、本一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(15) 力率

その月の毎日8時00分から22時00分までの時間における平均力率をいいます。

なお、平均力率の算定において、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%といたします。

(16) 最大需要電力

お客さまの使用された需要電力の最大値であり、本一般送配電事業者によって設置された記録型計量器により計測された値をいいます。

(17) 給電指令

お客さまの電気の使用について、本一般送配電事業者が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。

(18) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(19) 接続供給

当社がお客さまに電気の供給を行うために、当社が本一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。

(20) 接続供給契約

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が本一般送配電事業者と締結した接続供給に係る契約をいいます。

(21) 接続供給電力

接続供給契約に基づき、当社が本一般送配電事業者から供給を受ける電力をいいます。

(22) 接続供給契約電力

接続供給契約上、当社が本一般送配電事業者との関係で、接続供給契約において定められる接続供給に係る契約種別に応じて使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

第4条 単位および端数処理

本契約において使用する単位、端数処理は以下のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は1キロボルトアンペア（kVA）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力、最大需要電力の単位は1キロワット（kW）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、契約電力または最大需要電力が0.5キロワット未満となる場合には、契約電力を1キロワットといたします。
- (3) 使用電力量の単位は1キロワット時（kWh）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は1パーセント（%）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

第5条 計量に関する取扱い

(1) 計量方法、計量主体

お客さまが使用する電力量（以下「使用電力量」といいます。）、最大需要電力および力率は、本一般送配電事業者によって設置された計量器により計量された値とし、電力量は30分ごとに計測いたします。

(2) 計量不能の措置

本一般送配電事業者の計量器の故障等により計量値が正しく得られなかった場合、お客さまと当社による協議により決定した値とします。

第6条 実施細目

本約款の実施上必要な細目事項は、本約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

第7条 電力売買契約の申込み

お客さまが新たに電力売買契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約電力および契約容量については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただき、契約種別ごとの料金メニュー表に従い定められます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、本一般送配電事業者または当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

第8条 電力売買契約の成立および契約期間

電力売買契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。契約期間は次によります。

イ 契約期間は、電力売買契約が成立した日から、料金適用開始日の属する年度の末日までといいたします。なお、「年度」とは毎年4月1日から翌年3月31までの期間を意味します。

ロ 契約期間満了に先だってお客さま、または当社から別段の意思表示がない場合、電力売買契約は、契約期間の満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。契約期間が更新される場合、お客さまは、当社が、原則として、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明し、かつ、当社の名称および住所、電力需要者との契約の年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載した書面を契約更新後に交付することについて、あらかじめ承諾するものとします。また、お客さまは、当該説明および書面の交付の方法として、当社が適切と判断した方法を用いることについて、あらかじめ承諾するものとします。

第9条 供給電気方式、供給電圧および周波数

当社は、原則として、契約種別に応じて、適用する供給電気方式、供給電圧および周波数を料金メニュー表に定めるものとします。なお、供給電気方式、供給電圧および周波数について料金メニュー表に定めがない場合は託送約款等に定めるところによるものとします。

第10条 需要場所・需要地点

需要場所および需要地点については、電力売買契約の申込み時に当社所定の様式に記載いただくものといたします。

第11条 電力売買契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1電力売買契約を締結します。

- (1) 1需要場所において、電灯または小型機器を使用する需要に適用する契約種別と動力を使用する需要に適用する契約種別とをあわせて契約する場合。
- (2) 当社があわせて契約することを認める契約種別とあわせて契約する場合。
- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、本一般送配電事業者が技術上、保安上適当と認めたとき。

第12条 供給の開始

当社は、お客さまの電力売買契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、電力供給の準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

当社は、天候または本一般送配電事業者または当社の電力供給準備等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

第13条 供給の単位

特別の事情がない限り、当社は原則として1需要場所につき1供給電気方式1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

当社が供給する電力の供給電圧、供給電気方式および周波数については、電力売買契約時の申込み時に当社所定の様式に記載いただくものといたします。

第14条 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、本一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の電力売買契約の料金が支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、電力売買契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

第15条 契約電流、契約電力および契約容量

- (1) 契約電流は、次のとおりといたします。

イ 契約電流は、10アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアの中から当社が契約種別に応じて料金メニュー表で指定するもののうちいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ 本一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、本一般送配電事業者は、電流制限器等

または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(2) 契約電力または契約容量は、原則として次のとおりといたします。

イ その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力により契約電力を定める場合には、次の場合を除き、各月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(イ) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、新たに本契約による電気の供給を受ける前から引き続き本一般送配電事業者の供給設備を利用する場合には、本契約による電気の供給を受ける前の供給は、契約電力の決定上、本契約によって受けた供給とみなします。

(ロ) 主開閉器の定格電流等を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

(ハ) 主開閉器の定格電流等を減少される場合で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、減少された主開閉器の定格電流等の内容により、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

ロ 契約主開閉器により契約容量または契約電力を定める場合には、契約容量または契約電力は、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または本一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ハ 契約電力は、50キロワット以上とならないものといたします。また、契約容量は、50キロボルトアンペア以上とならないものといたします。

(3) 第11条（電力売買契約の単位）(1)または(2)の場合は、各電力売買契約の契約電流、契約容量または契約電力の合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）は、原則として50キロワット以上とならないものといたします。ただし、お客さ

まが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、本一般送配電事業者の供給設備の状況等から、本一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合はこの限りではありません。この場合、本一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

第16条 電力売買契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電力売買に関する必要な事項について、電力売買契約書を作成いたします。

第17条 料金

(1) 料金

料金は、原則として契約種別ごとに料金メニュー表に定めるとおりといたします。ただし、当社とお客さまとの間で料金について別途合意した場合にはこの限りではありません。

(2) 料金の変更

イ 本契約の基本料金単価、電力量料金単価は、あらかじめお客さまへご案内のうえ、変更させていただく場合があります。

ロ 本契約の他の規定にかかわらず、託送約款等の変更により託送料金が変更された場合または公租公課が変更された場合、当社は当該託送料金の変更または公租公課の変更を反映するために必要な範囲で、基本料金単価および電力量料金単価を変更することができるものとし、お客さまはあらかじめこれに同意します。

第18条 料金の適用開始の時期

料金は、原則として、お客さまが当社指定の様式の申込書に記入された電気の需給開始日もしくはお客さまが利用を開始した日のいずれか早い日またはお客さまと当社で別に定める期日より適用いたします。ただし、あらかじめ当社指定の様式の申込書を提出されたお客さまについては、電気の供給の開始前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって電気の供給が開始されない場合を除き、原則として申込書に記入された電気の需給開始日から適用いたします。

第19条 検針日

検針日は、次により、本一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（本一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに本一般送配電事業者が行います。ただし、やむをえない事情のある場合は、本一般送配電事業者は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することができます。
- (2) お客さまが不在等のため本一般送配電事業者が検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行ったものといたします。
- (3) 本一般送配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾

をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

(4) (3)イの場合で、本一般送配電事業者が検針を行わなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行ったものといたします。

(5) (3)ロの場合で、本一般送配電事業者が検針を行わなかったときは、検針を行わない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行ったものといたします。

第20条 電気料金の算定および支払条件

(1) 電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は、以下の場合を除き、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、お客さまが特別の事情により需給地点を消滅させ、または電力売買契約を解約した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間、直前に終了した計量期間等の終期の翌日から当該需給地点の消滅の日（以下「消滅日」といいます。）の前日までの期間または最後の計量期間等の始期から解約日の前日までの期間といたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または本契約が消滅した場合

ロ 契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合で双方が月の途中で契約電力等を変更することに合意した場合

(2) 使用電力量の計量および算定

イ 使用電力量の計量は、本一般送配電事業者が原則として記録型計量器により 30 分単位で計量するものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびにニおよびホの場合を除き、30 分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、お客さまが電気の電力売買契約を廃止しようとする場合は、消滅日の前日を含む検針期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお、この場合、本一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行いません。

（イ） 第19条（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、原則として次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、本条(3)イ(a)、(b)または(c)に該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約電力または契約容量を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

（ロ） 第19条（検針日）(5)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、本条(3)イ(a)、(b)または(c)に該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約電力または契約容量を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 本一般送配電事業者は、イにかかわらず 30 分ごとに計量することができない計量器（以下

「記録型計量器以外の計量器」といいます。)により計量する場合があります。この場合、使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびにニおよびホの場合を除き、本一般送配電事業者が定める検針日における電力量計の読み(電気売買契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。)と前回の検針日における電力量計の読み(電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。)の差引きにより算定(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)いたします。

- (イ) 第19条(検針日)(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。ただし、本条(3)イ(a)、(b)または(c)に該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約電力または契約容量を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
- (ロ) 第19条(検針日)(4)の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、本条(3)イ(a)、(b)または(c)に該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約電力または契約容量を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。
- (ハ) 第19条(検針日)(5)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、本条(3)イ(a)、(b)または(c)に該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約電力または契約容量を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
- ハ 本一般送配電事業者は、使用電力量を供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- ニ 本一般送配電事業者が計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、ホの場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとにイまたはロに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- ホ 計量器の故障等によって、本一般送配電事業者が使用電力量を正しく計量できなかつた場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 料金の算定

- イ 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- (a) 電気の供給を開始し、再開し、もしくは休止し、または電力売買契約が消滅した場合
- (b) 契約種別、契約電流、契約電力、契約容量等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (c) 検針期間等の日数がその検針期間等の始期に対応する本一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日の属する月の日数に対し、5日を上回り、

または下回るとき

- ロ 料金は、電力売買契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

(4) 日割計算

当社は、上記本条(3)イ(a)、(b)または(c)に定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定いたします。

基本料金は、以下の算式により算定いたします。

$$\text{基本料金} = 1 \text{月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{該当月の日数})$$

上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および本契約の解約日を除きます。なお、停止日、解約日とは、本契約に従って当社がお客さまに電気を供給する最終日の翌日といたします。

電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。

(5) 支払方法

電気料金については毎月、工事負担金その他についてはその都度、お客さまが当社の指定した金融機関等を通じて以下のいずれかの方法により払い込みいただきます。支払いに要する費用はお客さまに負担していただきます。

- イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出でいただきます。
- ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(6) 電子請求書の送付

当社は、お客さまから当社に支払われるべき月ごとの金額と、基本料金および電力量料金等の内訳を電磁的方法により、検針日の翌月の 15 日までにお客さまに通知いたします（以下「電子請求書」といいます。）。

ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、書面によりお知らせすることができます（かかる書面および電子請求書を総称して、以下「請求書」といいます。）。この場合、当社は、次に定める金額を書面発行手数料として申し受けます。なお、書面発行手数料は、電気料金とあわせてお支払いただきます。

はがきによる請求書：1 契約 1 料金算定期間につき、120 円（税別）

手紙による請求書：1 契約 1 料金算定期間につき、750 円（税別）

(7) 支払期日

お客さまの電気料金の支払期日（以下「支払期日」といいます。）は、上記(5)イの場合には、当社が事前に設定した口座振替日（ただし、当該日が金融機関等の休業日の場合は翌営業日）とし、上記(5)ロの場合には、当社から送付された請求書に基づき、検針日の翌月末日（ただし、翌月の末日が金融機関等の休業日の場合は翌営業日）といたします。

当社に対する支払いは、上記(5)イの場合は電気料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき、上記(5)ロの場合は当社の指定した金融機関等に払い込まれたときに履行されたものといたします。

ただし、上記(5)イにおいて、お客さまの都合によりお客さまの口座から電気料金が引き落と

せなかった場合は、支払期日から 15 日以内に当社の指定した金融機関を通じて払い込みにより電気料金をお支払いいただきます。なお、この場合の支払いに要する費用はお客さまに負担していただきます。

(8) 支払い遅延の際の措置

お客さまから当社へ支払われるべき料金を支払期日までに支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、請求料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年 10 パーセントの延滞利息をお客さまに申し受けます。

ただし、下記(10)に定める異議申し立てが生じた場合は、上記(7)に定める支払期日に代わって、取り決めた期日の翌日を延滞利息の起算日といたします。

(9) 支払過誤の場合の措置

当社は、支払額に過誤があることが判明した場合、その支払い過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。

(10) 異議申立ての期間と対処方法

当社がお客さまに提示する請求書の内容に関する異議がある場合には、お客さまは当該請求書を受領してから 10 日以内に当社に対して異議申し立てをすることができます。当該異議申し立てを受けた当社は、10 日以内に回答を行い、または両当事者による協議を求めるものとし、両当事者は解決に向けて努力を行うことといたします。なお、異議申し立てによる協議が行われる場合は、上記(7)に定める支払期日に代わる期日を両当事者で決定いたします。上記(7)に定める支払期日までの支払いが可能ならば、当該支払期日と同一日とすることができます。

(11) 通知先の変更

お客さまは、当社からお客さま宛ての連絡を行う際の連絡先（電子請求書を送付する場合における、メールアドレス等を含む。）に変更があった場合は、すみやかに当社に通知するものとし、当該通知を当社が受領するまでの間に当社が従前の連絡先に対して送付した請求書その他の連絡は、お客さまに届いたものとみなされます。

第21条 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、電気の供給の開始もしくは再開に先立って、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 か月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
 - イ お客さまが料金を、2か月続けて支払期日までに支払われない場合。
 - ロ 新たに電力売買契約の申込を行い、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - (a) 他の電力売買契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を相当の期日が過ぎてもなお支払われない場合。
 - (b) 支払期日を過ぎてもなお料金を支払われないことが予想される場合。
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。

- (4) 当社は、電力売買契約が終了した場合またはお客さまが支払期日を経過してもなおお支払いいただけなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当いたします。
また、あらためて(2)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。

第22条 適正契約の保持

当社は、お客さまとの電力売買契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更させていただきます。

第23条 お客さまの協力

(1) 力率の保持

- イ 需要場所の負荷の力率は、電灯および小型機器に係る契約を締結されたお客さまについては90%以上、その他のお客さまについては85%以上に保持していただきます。ただし、お客さまが下記口に従って進相用コンデンサを取り付けない場合には、当社が本一般送配電事業者と協議のうえ定めた力率以上に保持していただくものとします。
- ロ お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。なお、進相用コンデンサは、本一般送配電事業者の託送約款等に定める基準に沿って取り付けていただきます。

(2) 立ち入り業務への協力

本契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と当社が認める場合、および本一般送配電事業者から以下の業務を実施するため託送約款等に従い立ち入り業務を実施する旨の要請があった場合、当社および本一般電気事業者は、お客さまの承諾を得てお客さまの土地もしくは建物に立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社および本一般送配電事業者の需要場所への立ち入りおよび業務の実施につき承諾していただきます。

- イ 受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取り付けおよび取り外しを含みます。）、改修または検査
- ロ 本一般送配電事業者が定める保安等に対する発電者および需要者の協力の規定によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務
- ハ 不正な電気の使用の防止等に必要な、発電者もしくは需要者の電気機器の試験、契約上使用できる負荷設備（以下「契約負荷設備」といいます。）、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認
- ニ 計量器の検針または計量値の確認
- ホ 本一般送配電事業者が定める託送供給等の停止、契約の廃止または解約等の規定により必要な処置
- ヘ その他この約款によって、接続供給契約、振替供給契約および発電量調整供給契約の成立、

変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務

(3) 電気の使用に伴うお客さまの協力

お客さまの電気の使用が、以下の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または本一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、当社がお客さまの負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(4) 用地確保等の協力

お客さまは、電気の供給の実施にともない本一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力するものとします。

(5) 施設場所の提供

お客さままたは当社が、本一般送配電事業者から、託送約款等に従い電気の供給に伴う設備（引込線、接続装置等の供給設備、計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等）、通信設備等、電流制限器その他の設備、装置）の施設場所の提供を求められた場合には、その場所を無償で提供していただきます。

(6) お客さまの電気工作物の使用

お客さまは、以下に掲げるお客さまの所有物については、本一般送配電事業者が、無償で使用することができるものとします。

- イ お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備（お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）
- ロ お客さまの負担でお客さまが施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物
- ハ お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な以下の各号の付帯設備
 - (a) 鉄管、暗きよ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）
 - (b) お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

- ニ お客様の希望によって、お客様の負担でお客さまが取り付けた計量器の付属装置または変成器の2次配線等
 - ホ 本一般送配電事業者が記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客様の電気工作物
- (7) 調査および調査に対するお客様の協力等
- イ お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、本一般送配電事業者、または本一般送配電事業者が当該業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、本一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客様の承諾を得てお客様から電気工作物の配線図を提示していただくことがあります。
 - ロ お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および本一般送配電事業者または登録調査機関に通知するものとします。
- (8) 保安等に対するお客様の協力
- イ お客様は以下の場合に、当社と本一般送配電事業者にすみやかにその旨を通知していただきます。
 - (a) お客様が、引込線、計量器等お客様の需要場所内の本一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - (b) お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが本一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
 - ロ お客様が本一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当社と本一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が本一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社と本一般送配電事業者に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるとして本一般送配電事業者からその内容の変更を求められた場合には、お客様はかかる変更を行うものとします。
 - ハ お客様は、本一般電気事業者が必要と認めた場合には、供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、本一般送配電事業者と協議するものとします。
- (9) 需要情報の通知
- 当社は、供給計画作成のために、お客様に対して必要な情報の提供をお願いすることができます。

第24条 供給の停止

- (1) お客様が以下のいずれかに該当する場合には、本一般送配電事業者により、お客様にあらかじめ通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあります。
- イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客様が需要場所内の本一般送配電事業者の電気設備を故意に損傷し、または、亡失

して本一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

- ハ 本一般送配電事業者以外のものが需要場所における本一般送配電事業者の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続を行った場合
- (2) お客様が以下のいずれかに該当し、本一般送配電事業者からの警告を受けた当社がお客様に対しその旨を警告しても改めない場合には、本一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。
- イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 第23条（お客様の協力）(2)に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
 - ニ 第23条（お客様の協力）(3)によって必要となる措置を講じない場合
- (3) お客様が次のいずれかに該当するとして、当社が本一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められた場合で、当社がお客様に対し、託送約款等に基づく本一般送配電事業者からの求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客様が、これに応じない場合は、本一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われことがあります。
- イ お客様が契約電力を超えて電気を使用されることにより、当社が接続供給契約電力を超えて接続供給を利用する場合
 - ロ お客様が継続して契約電力を下回る電力の使用をされることにより、接続供給電力が接続供給契約電力を継続して下回る場合（接続供給契約の内容が、電灯または動力従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）
- (4) 上記(1)から(3)までの場合以外でも、お客様が託送約款等に反した場合には、本一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われことがあります。
- (5) 上記(1)から(4)によって電気の供給の停止が行われる場合には、当社または本一般送配電事業者は、本一般送配電事業者の設備またはお客様の電気設備において供給停止のための必要な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力していただきます。
- (6) 上記(1)から(4)によって電気の供給の停止が行われた場合で、お客様がその理由となった事実を解消したときは、本一般送配電事業者による電気の供給が再開されます。
- (7) 上記(1)から(4)によって電気の供給を停止した場合、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を第20条（電気料金の算定および支払条件）(4)により日割計算をして、料金を算定いたします。

第25条 違約金

- (1) お客様が第24条（供給の停止）(2)ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6ヶ月以内で本一般送配電事業者が決定した期

間といたします。

第26条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 以下のいずれかに該当する場合には、本一般送配電事業者により、お客さまに給電指令が行われ、お客さまによる電気の使用が制限され、もしくは中止されることがあります。ただし、緊急時等でやむをえない場合は、本一般送配電事業者により、給電指令が行われることなく、お客さまによる電気の使用が制限され、または中止されることがあります。
- イ 本一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
 - ロ 本一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他工事上やむをえない場合
 - ハ 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電、地熱発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合
- ニ 非常変災の場合
- ホ その他電気の需給上または保安上必要がある場合
- (2) 上記(1)の場合には、当社または本一般送配電事業者は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急時等のやむをえない場合は、この限りではありません。
- (3) 第24条（供給の停止）または、上記(1)により電気の供給が停止等された場合であっても、当社は、その停止期間中についても基本料金または最低月額料金を増減することなく、申し受けます。

第27条 お客さまからの契約の変更または解約等

(1) 契約電力の変更

お客さまが電力売買契約の変更を希望する場合は、あらかじめ変更を希望する日（以下「変更希望日」といいます。）を定め、当社に申し出させていただきます。なお、電力売買契約の変更を申し出る方法は、第7条（電力売買契約の申込み）に定める新たに電力売買契約を希望される場合に準ずるものといたします。

(2) 電力売買契約の解約

- イ お客さまが電力売買契約の解約を希望する場合は、あらかじめ解約を希望する日（以下「解約希望日」といいます。）を定め、当社が指定する方法により、当社に申し出させていただきます。

- ロ 下記ハおよび次の場合を除き、解約希望日を解約日とします。

- (a) お客さまが当該解約の申込みより前に電気の使用を廃止していた場合は、当社が当該解約の申込みを受領した日を解約日とします。

- (b) 当社の責めによらない理由（非常変災等の場合を除きます。）により、供給を終了させるための処置ができない場合は、契約は供給を終了させるための処置が可能となった日を解約日とします。

- ハ お客さまが当社との電力売買契約を解約し、新たに他の小売電気事業者から電気供給を受ける場合には、新たな小売電気事業者に対し契約の申込みをしていただきます。当社は、当該

小売電気事業者からの依頼を受け、お客さまと当社との電力売買契約を解約するために必要な処置を行います。この場合、電力売買契約は、新たな小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始される日を解約日とします。

(3) 需給開始後の変更または解約にともなう料金の精算

お客さまが、契約電流、契約電力または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約電力もしくは契約容量を減少しようとされる場合には、第8条（電力売買契約の成立および契約期間）に定める契約期間にかかるわらず、当社は、電力売買契約の消滅日または変更の日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。

- イ 需給開始日、料金メニューの変更、契約電力および契約容量等を増加した（以下本(3)において「需給開始等」といいます。）日から1年未満で電力売買契約を解約した場合（第33条（契約解除）に基づき当社が電力売買契約を解約した場合または電力売買契約が終了した場合を含みます。）には、需給開始等から電力売買契約の解約までの期間に係る基本料金、電力量料金（ただし、燃料調整額による調整は行わないものとします。）および最低月額料金の合計額について、電灯および小型機器に係る契約においては10%、動力に係る契約においては20%に相当する額を精算金としてお支払いただきます。
- ロ 当社が電力の供給を行っていない地域にお客さまが転居されることを理由に需給開始等の日から1年未満で電力売買契約を解約される場合には、イは適用されず、かかる解約により、託送約款等に基づき当社が本一般送配電事業者より精算または支払いを求められた料金に相当する金額をお支払いただきます。
- ハ 需給開始等の日から1年未満で契約電力等を減少された場合には、需給開始等の日から、契約電力および契約容量等を減少された日の前日までの期間において、減少された日以降の契約電力および契約容量等に相当する基本料金、電力量料金（ただし、燃料調整額による調整は行わないものとします。）および最低月額料金の合計額について、電灯および小型機器に係る契約においては10%、動力に係る契約においては20%に相当する額を精算金としてお支払いただきます。なお、かかる期間における使用電力量は、減少後の契約電力量および契約容量等を上回る契約容量分、契約電流分または契約電力分と残余分の比であん分するものいたします。

第28条 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまでの電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出でいただきます。

第29条 料金の精算

お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加した後に、本契約が終了する場合またはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合において、当社が本一般送配電事業者から接続供給契約に基づき料金の精算を求められる場合には、お客さまにその料金を負担していただきます。

第30条 工事費等の負担

(1) 供給開始に伴う工事費等負担

本契約に基づく供給開始にあたって、当社が本一般送配電事業者からお客さまにかかる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(2) 契約変更に伴う工事費等負担

お客さまの契約電力の変更により、当社が本一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(3) 設備の位置変更に伴う工事費等負担

お客さまが本一般送配電事業者の設備にかかる工事等を本一般送配電事業者に依頼し、当社が本一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(4) 契約変更を解約または更に変更する場合の工事費等負担

お客さまの都合により一旦契約電力を変更したうえで、更にお客さまの都合により中途で当該契約変更を解約し、または更に変更した当該契約電力を中途で再度変更した結果、当社が本一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(5) その他

その他お客さまの都合に基づく事情により当社が本一般送配電事業者から接続供給契約に基づき工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

第31条 損害賠償

(1) 損害賠償

イ 当社の故意または過失によって、お客さまが損害を受けた場合には、当社は当該損害が生じた時の直前一年間の電気料金を上限としてその賠償責任を負います。ただし、逸失利益は含まれないものとします。

ロ お客さまの故意または過失によって、当社が損害を受けた場合には、お客さまに当社の損害につき賠償責任を負っていただきます。

ハ お客さまが電気工作物の改変等によって当社の供給する電気を不正に使用し、当社に支払うべき電気料金の全部、または一部の支払を免れた場合には、当社はお客さまに対し、その免れた金額の3倍に相当する金額を申し受けすることがあります。免れた金額とは、本契約に定める供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

(2) 損害賠償の免責

イ 第24条（供給の停止）によって電気の供給の停止が行われた場合、または第27条（お客さまからの契約の変更または解約等）もしくは第33条（契約解除）によって本契約が解約された場合もしくは本契約が消滅した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責め

を負いません。

- ロ 第26条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ハ 当社に故意または過失がある場合を除き、当社はお客様が漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

第32条 不可抗力

(1) 不可抗力による免責

お客様および当社は以下に定める不可抗力によって本契約の履行が不可能となった場合、お互いに損害賠償責任を負わないこととします。

イ 地震等の天災地変が起きた場合

ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

(2) 不可抗力による解約

イ 上記(1)で定める不可抗力を原因として契約履行ができない場合、お客様または当社は本契約の一部または全部を解約することができます。

ロ 解約に伴う損害はお客様、当社共に賠償責任を負わないこととします。

第33条 契約解除

(1) お客様および当社は、相手方が以下の場合、または以下の状況に陥るおそれがある場合、本契約の一部または全部を解除することができます（ただし、ホおよびヘについては、当社のみ本条に基づく本契約の解除ができるものとします。）。なお、当社は、本項に基づき本契約を解除する場合、解除の15日前までに解除日を明示します。

イ 本契約の不履行の場合（ホまたはヘの場合を除きます。）

ロ 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合

ハ 支払停止の状態に陥った場合

ニ 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合

ホ お客様が、支払期日を20日経過してなお電気料金を支払わない場合

ヘ 本契約によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他本契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合

(2) 当社が前項に基づき本契約を解除した場合、お客様は、当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。

(3) お客様が以下の各号のいずれかに該当し、本一般送配電事業者から託送供給を停止された場合またはそのおそれがあるときは、解約の日の15日前までに通知のうえ、当社はお客様との電力売買契約を解約することができるものとし、当該解約によって、お客様は当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに当該債務の全額を一括弁済していただきます。

イ お客様の責に帰すべき事由により、保安上の危険が生じた場合。

ロ 需要場所内の本一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、本一般送

配電事業者に重大な損害を与えた場合。

- ハ 電気工作物の改変等によって不正に本一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合。
 - ニ 電灯および小型機器をご使用のお客さま向けの料金メニューを契約せずに、電灯および小型機器を使用した場合。
 - ホ 第23条（お客さまの協力）に定めるお客さまの協力義務に反した場合。
- (4) お客さまが、第27条（お客さまからの契約の変更または解約等）による申し出をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、一般送配電事業者が供給を終了させるための処置を行った日に電力売買契約は当然に終了するものとします。

第34条 管轄裁判所

本契約にかかる訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

第35条 連絡体制

お客さまと当社は、安定した電気の供給を確保するために必要な連絡体制を確立し、維持するものといたします。

第36条 守秘義務

本契約および本契約に付随して締結された附則または覚書の存在および内容に関しては、内容に関する書類一切を含めてこれらの情報を、本契約の締結にかかる相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものとします。ただし、本契約の履行に関連して本一般送配電事業者に情報を開示する場合、委託先（再委託先を含む。）に合理的に必要な限度で情報を開示する場合、または、法令上の根拠、公的機関からの正当な権限・目的による開示要請がある場合は、守秘義務規定から除外するものとします。また、お客さまが本契約によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。

第37条 契約終了後の取扱い

本契約に基づく料金支払義務その他の債権債務および第36条（守秘義務）に関連する事項については、本契約の終了後も、なお存続するものとします。

第38条 暴力団排除に関する条項

- (1) お客さまおよび当社は、本契約締結時および将来にわたり、本契約に関わる地方自治体の定める暴力団排除に関する条例に従うものとします。
- (2) お客さまおよび当社は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）および次のいずれかに該当しないことを表明し保証します。
 - イ 暴力団員等が経営を支配しましたは実質的に関与していると認められる関係を有すること

- ロ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ハ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ニ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) お客様および当社は、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し保証します。
- イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ホ その他、上記に準ずる行為
- (4) お客様および当社は、相手方が上記(2)および(3)のいずれか一つにでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、本契約を解除することができるものとします。この場合、第33条（契約解除）(1)なお書きの規定に従うものとします。
- (5) お客様および当社は、上記(4)に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

附 則

第1条 電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額といたします。

ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、原則として、平成24年7月1日以降に使用される電気に適用いたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその1月の常時供給電力、予備電力、および自家発補給電力の使用電力量の合計電力量といたします。

ニ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記ハに定めるその1月の使用電力量に、上記イに定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をそれぞれ乗じて算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ホ 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第36条第1項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記ニにかかわらず、上記ニによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第36条第3項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第36条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第36条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

(2) 支払い遅延の際の措置

当社は、第20条（電気料金の算定および支払条件）(8)にかかわらず、その算定の対象となる請求料金から、次のイおよびロを差し引いた金額に対し、年10パーセントの延滞利息をお客さまに申し受けます。

イ 消費税等相当額より次のハおよびニの算式で算定された再生可能エネルギー発電促

進賦課金の消費税等相当額の合計を差し引いた後の金額

- ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金の消費税等相当額
＝再生可能エネルギー発電促進賦課金×消費税等の税率／（1+消費税等の税率）
なお、消費税等相当額ならびに上記ハの算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。
ただし、第20条（電気料金の算定および支払条件）(10)に定める異議申し立てが生じた場合は、第20条（電気料金の算定および支払条件）(7)に定める支払期日に代わって、取り決めた期日の翌日を延滞利息の起算日といたします。

第2条 燃料費調整

(1) 燃料費調整単価の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。また、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0259$

$\beta = 0.2563$

$\gamma = 0.8915$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。
なお、燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。なお、基準単価は(2)に定められた値とします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (83,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500 \text{ 円}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、そ

の平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月末日	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月末日	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月末日	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年1月末日	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年2月末日	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

二 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

燃料費調整額は、口によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ 定額制供給の場合

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの1灯につき	76銭5厘
----	---------------	-------

	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 52 錢 9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 05 錢 9 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 58 錢 8 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7 円 64 錢 7 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	7 円 64 錢 7 厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 28 錢 5 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 56 錢 8 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	4 円 56 錢 8 厘

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	19 錢 7 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価の通知

当該月の電力量料金の算定にあたり適用した燃料費調整単価は、請求書（第 20 条（電気料金の算定および支払条件）(6)に定義されます。以下同様とします。）に記載することで通知いたします。

第3条 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。なお、離島基準単価は(2)に定められた値とします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} &= (79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \\ &\times \text{離島基準単価} / 1,000 \end{aligned}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合

$$\begin{aligned} \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} &= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \\ &\times \text{離島基準単価} / 1,000 \end{aligned}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。

$$\begin{aligned} \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} &= (119,000 \text{ 円} - 79,300 \text{ 円}) \\ &\times \text{離島基準単価} / 1,000 \end{aligned}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

(イ) 定額制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、口によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ 定額制供給の場合

離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの1灯につき	4厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	2銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	4銭3厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	4銭3厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	2銭5厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	2銭5厘

ロ 従量制供給の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘
------------	----

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価の通知

当該月の電力量料金の算定にあたり適用した離島ユニバーサルサービス調整単価は、請求書に記載することで通知いたします。

第4条 契約容量および契約電力にかかる特別措置

(1) 適用

料金メニュー表の適用を受けるお客さまが、料金メニュー表に定めるところにより、契約負荷設備により契約容量または契約電力を定める場合は、次のとおり取り扱います。

(2) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。なお、契約負荷設備の変更を希望される場合は、第7条に定める新たに電力売買契約を希望される場合に準ずるものといたします。

(3) 契約容量および契約電力

契約容量および契約電力は、第 15 条（契約電流、契約電力および契約容量）(2)にかかるわらず、次のとおりといたします。

イ 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに、本一般送配電事業者等が定める託送約款等の別表に定めのある負荷設備の入力換算容量に準じて換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、本一般送配電事業者が定める託送約款等の別表に定めのある契約負荷設備の総容量の算定に準じて総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

ロ 契約電力は、次の(イ)または(ロ)により定めます。

(イ) 契約電力は、(ロ)の場合を除き、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに、本一般送配電事業者が定める託送約款等の別表に定めのある負荷設備の入力換算容量に準じて換算するものといたします。）についてそれぞれ次の a の係数を乗じてえた値の合計に b の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしや断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は第 15 条（契約電流、契約電力および契約容量）(2)ロに準じて算定し、b の係数を乗じないものといたします。

a 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

b a によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	100 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	90 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	80 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	70 パーセント

(ロ) 料金メニュー表に定めるところにより、契約負荷設備の総入力に基づいて契約電力を定める場合の契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について(イ)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。また、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしや断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は第 15 条（契約電流、契約電力および契約容量）(2) ロに準じて算定いたします。

(4) 違約金等

お客さまが契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合には、第 25 条（違約金）に準じて違約金を申し受けことがあります。また、この場合、契約負荷設備以外の負荷設備による電気の使用について当社が警告しても改めないときは、第 33 条（契約解除）(1)に準じて電力売買契約を解約することができます

第 5 条 契約期間についての特則

2024 年 9 月 30 日以前に、当社との間で電力売買契約が成立していたお客さまについては、第 8 条（電力売買契約の成立および契約期間）の規定にかかわらず、お客さまが新たな契約期間の適用に同意した日までは、なお従前の契約期間の定めを適用するものとします。

第 6 条 災害救助法が適用された場合等の特別措置

2025 年 4 月 1 日以降に本一般送配電事業者の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から 1 年以内に、本一般送配電事業者の供給区域内の地域が災害救助法第 2 条第 3 項に定める災害発生市町村または本部所管区城市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 1 項に定める激甚災害として指定され、本一般送配電事業者の供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から 6 月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）の需要場所に係る電力売買契約についてお客さまからこの特別措置の適用の申出があるときの電気料金その他の供給条件は本契約の他の規定にかかわらず次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、原則として、り災証明書等を提出していただきます。

(1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が

属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ 1 カ月延長いたします。

- (2) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から 6 月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない、料金を算定いたします。

イ 割引の対象

基本料金といたします。

ただし、第 20 条（電気料金の算定および支払条件）(3)イ(a)、(b)または(c)の場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

ロ 割引率

ハに定める割引日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。

ハ 割引日数

割引日数は、料金の算定期間ごとに災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。

- (3) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、次のいずれかに該当する場合、第 30 条（工事費等の負担）にかかるわらず、工事費負担金等の申受けについては、託送約款等によるものといたします。

イ 災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず、電力売買契約を廃止された後、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の 6 月後の月の末日までに電力売買契約の申込みを行なわれた場合で、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該需要場所における契約容量等をこえない場合

ロ 再建等のため、お客さまが災害発生日が属する月の 6 月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なわれた場合で、かつ、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一である場合

- (4) 第 15 条（契約電流、契約電力および契約容量）(2)イまたは附則第 4 条（契約容量および契約電力にかかるわる特別措置）により契約容量または契約電力を定めているお客さまの需要場所が災害により被害を受けた場合で、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、第 17 条（料金）にかかるわらず、災害発生日が属する月から 6 月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。

- (5) その他の事項については、本契約に準ずるものといたします。

別 表

1. 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150 パーセント	管灯の定格消費電力
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200 パーセント	(ワット) × 125 パーセント

ロ ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換算容量		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量		入力 (ワット)
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)	
999 以下	40	40	
1,149 以下	60	60	
1,556 以下	70	70	
1,759 以下	80	80	
2,368 以下	100	100	

ニ 水銀灯

出 力 (ワット)	換算容量		入力 (ワット)
	入力 (ボルトアンペア)	高力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735

1,000 以下	1,200	1,750	1,005
----------	-------	-------	-------

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (a) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力 [キロワット]）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。
- (b) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出 力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	出力(ワット) × 133.0 パーセント
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

換算容量 (入力 [キロワット])
出力(馬力) × 93.3 パーセント
出力(キロワット) × 125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動 型を含みます。)	最高定格 管電圧 (千伏ビーム)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力) (キロボルトアン ペア)
治療用装置			定格 1 次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
診察用装置	95 以下	20 以下	1
		20 超過 30 以下	1.5
		30 超過 50 以下	2
		50 超過 100 以下	3
		100 超過 200 以下	4
		200 超過 300 以下	5
		300 超過 500 以下	7.5

	500 超過 1,000 以下	10
95 超過 100 以下	200 以下	5
	200 超過 300 以下	6
	300 超過 500 以下	8
	500 超過 1,000 以下	13.5
100 超過 125 以下	500 以下	9.5
	500 超過 1,000 以下	16
125 超過 150 以下	500 以下	11
	500 超過 1,000 以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下	1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下	2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力 (キロワット)} = \text{最大定格1次入力 (キロボルトアンペア)} \times 70\text{パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入力 (キロワット)} = \text{実測した1次入力 (キロボルトアンペア)} \times 70\text{パーセント}$$

(5) その他

イ (1)、(2)、(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

2. 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値に基づき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(a) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(b) (a)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷

(3) 設備容量に基づき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

3. 契約容量および契約電力の算定方法

契約主開閉器により契約容量または契約電力を定める場合は、契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流单相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1/1,000

なお、交流单相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1.732 × 1/1,000